

建築確認・検査業務の手数料については、以下のとおりです。

※10 省エネ適合性判定を要する建築物(非住宅300㎡以上2,000㎡以内)の建築確認申請を令和3年4月1日以降受付したのから完了検査手数料加算を適用します。

<建築物確認検査手数料一覧

床面積の合計(㎡)※2		区分別料金(円)※8			
		確認申請※1	中間検査※3 ※7	完了検査※4※7	
				中間検査有	中間検査無
100以内	法6条の4該当※5	18,000	19,000	19,000	21,000
	上記以外	28,000	24,000	27,000	29,000
	構造計算有※6	54,000			
100超～200以内	法6条の4該当※5	25,000	25,000	28,000	30,000
	上記以外	37,000	35,000	34,000	36,000
	構造計算有※6	72,000			
200超～500以内	法6条の4該当※5	36,000	30,000	43,000	45,000
	上記以外	68,000	58,000	53,000	55,000
	構造計算有※6	90,000			
500超～1,000以内		120,000	78,000	110,000	115,000
1,000超～2,000以内		150,000	115,000	135,000	140,000
2,000超～3,000以内		245,000	140,000	155,000	160,000
3,000超～4,000以内		310,000	160,000	195,000	200,000
4,000超～5,000以内		370,000	185,000	220,000	225,000
5,000超～10,000以内		430,000	220,000	265,000	270,000

※1 同一棟の増築の場合は、増築部分の面積に既存部分の面積の1/2を加算した面積とします。

※2 計画変更の場合は、当該変更部分の面積の1/2を床面積の合計とします。ただし、その面積が30㎡以内の場合は7,000円、30㎡超～100㎡以内の場合は12,000円とします。

構造計算有の計画変更の場合、その面積が30㎡以内の場合は20,000円、30㎡超～100㎡以内の場合は24,000円とします。なお、変更後の構造計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな場合は、構造計算無しの建築物確認検査手数料の区分を適用できるものとします。

※3 中間検査の場合は、当該検査部分の面積の合計とします。

※4 当社が中間検査を行っているものについては、「中間検査有」を適用します。

※5 法6条の4に該当するもののうち、型式適合認定、型式部材等製造者認証に係るものについては、別途協議により減額します。

※6 法律上、構造計算書の添付が必要な建築物の場合に適用します。

※7 他社にて確認申請又は中間検査を行った場合で、当社で中間検査又は完了検査を受ける場合には、各検査の手数料に床面積の合計が100㎡以内は9,000円、100㎡超～200㎡以内は12,000円、200㎡超～500㎡以内は18,000円、500㎡超は確認申請手数料の欄に掲げる額の1/2を加算します。

※8 多量の申請が見込める場合、業務量の削減ができる場合などは別途協議により減額します。

※9 建築基準法第6条の3第1項ただし書きによるルート2審査又は基準法施行令第135条の5に規定する天空率による審査を行う場合(確認後新たにルート2審査又は天空率による審査を行う計画変更の場合を含みます)は手数料を加算します。

※10 省エネ適合性判定を要する建築物の完了検査の場合は手数料を加算します。

種別\区分	確認申請（計画変更）(円)		完了検査（他社確認）（円）	
昇降機	19,000	(10,000)	25,000	(35,000)
工作物	22,000	(11,000)	23000	(34,000)

※5 減額手数料(型式部材等製造者認証)

床面積(m ²)	確認申請に係る減額手数料(円)
100以内	-2,000
100超～200以内	-3,000
200超～500以内	-4,000
500超～1,000以内	-12,000
1,000超～2,000以内	-15,000
2,000超～3,000以内	-25,000
3,000超～4,000以内	-31,000
4,000超～5,000以内	-37,000
5,000超～10,000以内	-43,000

※9 加算手数料(ルート2審査又は天空率により審査)

床面積(m ²)	加算手数料(円)	
	ルート2審査を行う場合	天空率の審査を行う場合
1,000以内	70,000	8,000
1,000を超え2,000以内	100,000	
2,000を超え10,000以内	150,000	

※10 完了検査加算手数料(省エネ適合性判定対象建築物の完了検査)

床面積(m ²)	加算手数料(円)	
	直前の省エネ適判を 当センターから受けている場合	直前の省エネ適判を 当センターから受けていない場合
300以上500以内	11,000	22,000
500を超え1,000以内	23,000	46,000
1,000を超え2,000以内	28,000	56,000

- ・上記表の床面積の算定は、当該省エネ適合性判定対象計算部分の床面積の合計とします。
- ・完了検査前に一定範囲内の省エネ性能が低下する変更(ルートB(注)省エネ性能低下1割以内の場合)の審査がある場合は、上記完了検査加算手数料にセンターの判定料金(税抜)に0.1を乗じた額(千円未満の端数は切捨)を加算します。
- ・標準入力法、主要室入力法により省エネ適合性判定を受けた建築物に関する完了検査加算手数料は別途見積とします。